

姫路市企業版ふるさと納税コーディネーター募集要領

令和6年5月

姫路市 ひめじ創生戦略室

1 趣旨

本件は、姫路市（以下「本市」という。）における第2期ひめじ創生戦略推進計画の推進を図るため、事業者の有する情報やネットワークを生かし、本市に対する企業版ふるさと納税に係る寄附を行う企業を仲介し、本市と企業のマッチングを支援する業務を行う事業者（以下「コーディネーター」という。）を募集するものです。

2 業務の概要

(1) 業務名称

姫路市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

(2) 仕様書

別紙1のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日まで

(4) 委託料

寄附金額×10%（税別）

※ 業務の実施に係る経費は、事業者の負担とします。

(5) 契約保証金

なし

(6) 契約書案

別紙2のとおり

3 コーディネーターの資格基準

コーディネーターは、次に掲げる要件を全て満たす法人とします。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により業者登録名簿（以下「業者登録名簿」という。）に登録され、かつ、「事務委託」の業種及び「その他」の詳細業種について競争入札に参加する資格を有している、又は募集期間の末日までに業者登録名簿に登録され、かつ、当該資格を有する見込みであること。
- (4) 募集期間において、次の全てに該当すること。

ア 募集開始日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」

という。)を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1及び別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

この場合において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのは、「応募者」と読み替えるものとする。

- (5) 応募者が募集開始日において登録業者でない場合、募集開始日の3年前の日以後、指名停止等措置要綱別表第1及び別表第2に掲げる措置要件に該当した事実（姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。）がないこと。この場合において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのは、「応募者」と読み替えるものとする。
- (6) 姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 地方公共団体の発注した本業務と類似した業務により仲介した企業が、当該地方公共団体に企業版ふるさと納税に係る寄附をした実績を有すること。
- (10) 国内に複数の事業所を有しており、かつ、本市を営業区域に含む事業所を近畿圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）内に有していること。

4 応募手続

(1) 募集期間

令和6年5月1日（水）から同月31日（金）まで

(2) 応募書類

- ① 応募申込書（様式1）
- ② 業務実績調書（様式2）
- ③ 履歴事項全部証明書（募集開始日以後に発行されたもの）
- ④ 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（募集開始日以後に発行されたもの）
- ⑤ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署様式その3の3）（募集開始日以後に発行されたもの）
- ⑥ その他コーディネーターの資格基準を満たすことが分かる書類

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が確認できるものとし、募集期間内必着）

(4) 提出先

姫路市 政策局 ひめじ創生戦略室 地方創生担当

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地（本庁舎3階）

電話：(079) 221-2834 FAX：(079) 221-2384

6 契約の締結

(1) 採用決定

コーディネーターの資格基準を満たしている否かを確認し、令和6年6月10日を目途に契約の可否を通知します。コーディネーターは、複数の事業者を採用することがあります。

(2) 提出書類

- ① 暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書
- ② 使用印鑑届兼委任状
- ③ 相手方（債権者）登録申出書

(3) 留意事項

ア 採用決定後、契約締結までの間に、コーディネーターの資格基準を満たさなくなった場合は、契約を締結することができません。

イ 応募書類に虚偽の記載のあることが判明した場合、指名停止を行うことがあります。

ウ 契約締結後、本市のホームページに企業版ふるさと納税コーディネーターとして掲載します。

(以上)